

**平成 26 年度**

**事業計画並びに資金収支予算書**

**社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会**

# 目 次

1. 平成 26 年度事業計画	1 ページ
<b>実施事業</b>	7 ページ
2. 平成 26 年度資金収支予算書	9 ページ
<b>法人総合計</b>	10 ページ
(1) <b>社会福祉事業区分</b>	12 ページ
① 法人運営事業拠点区分	13 ページ
② 地域づくり推進事業拠点区分	14 ページ
③ 共同募金配分事業拠点区分	16 ページ
④ 貸付事業拠点区分	17 ページ
⑤ しおや保育所事業拠点区分	18 ページ
⑥ 介護サービス事業拠点区分	20 ページ
⑦ 障害福祉サービス事業拠点区分	22 ページ
(2) <b>公益事業区分</b>	24 ページ
① 丸亀市保健福祉センター事業拠点区分	25 ページ
② 丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター事業拠点区分	26 ページ
(3) <b>収益事業区分</b>	29 ページ
① 自動販売機事業拠点区分	30 ページ

# 事業計画

# 平成26年度事業計画

## 基本方針

社会・経済・雇用情勢の変化に伴い、地域では、社会的孤立・虐待・経済的困窮等による生活困窮者が年々増加の一途をたどり、全国的に大きな社会問題となっています。そのため、制度の狭間に広がる生活・福祉ニーズへの対応が急務であり、制度の枠組みを超えた新たな総合的な支援体制の構築が必要となっています。こうした総合的な支援体制を強化すべく、国において、「生活困窮者自立支援法」が制定され、平成27年度より施行されます。

本会においても、平成25年11月より、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を県内で最初に取り組み、自立相談支援窓口である「あすたねっと」を開設し、生活のしづらさを抱えた方の総合相談窓口として、行政をはじめ、各関係機関・民生委員児童委員・地域住民との連携を密にし、“人と人が支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり”のさらなる実現に向けて、邁進します。

以上の事を踏まえて重点事業は下記のとおりとします。

## 【重点事業】

### 重点1 地域づくり推進事業

#### 【新】① 地域福祉活動計画の策定

平成27年度より開始する「第2次地域福祉活動計画」は、平成22年3月に策定した「第1次地域福祉活動計画」の検証・総括を行い、行政が策定する「第2次地域福祉計画」と一体化した内容で、新たに取り組む必要があります。策定にあたり、計画段階から、行政・民生委員児童委員・地区コミュニティをはじめとする福祉関係団体や地域住民との協働により、住民一人ひとりが“住み慣れたまちで安心して暮らせる福祉のまちづくり”の実現を目指します。

#### 【新】② 安心生活創造事業の実施

平成26年度より、丸亀市の委託事業として、住民生活による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できる地域基盤の構築を目的に事業を実施します。

具体的には、孤立防止のための地域の実態把握と支援、社会と繋がりを持ち、地域への参加を促進するための居場所づくり、日常生活を円滑に営むための見守りや、ちょっとした困り事等の基本的な生活の支援などを実施し、行政・民生委員児童委員・地域住民・各関係機関等と連携し、既存の仕組みでは対応できない部分を受け止めることができる体制を整備していきます。

#### ア たすけあいサービス事業の推進

地域住民が抱える様々な福祉課題を地域の課題と捉え、サービスを利用する人も提供する人も、同じ地域に住む住民同士が互いに支え合い協力し合い、支援していく新たな仕組みづくりを構築し、コミュニティ協働のもと、地域に根付いた活動になるよう努めます。

## イ 高齢者外出支援事業の見直し

現在の運行ルートを見直し、公共交通機関等の利用に不便な地域の高齢者に、公共施設・買い物・病院等への外出の機会を提供し、生きがいのある生活が送れるよう支援します。

## ウ 小地域ネットワーク活動事業の推進

### <職員の地区担当制によるコミュニティソーシャルワーク（CSW）の推進強化>

地域で開催される小地域ネットワーク会議等に地区担当職員が参加し、CSWとして把握したニーズを関係機関と連携し、新たなサービスの開発や公的制度との調整等を行い、個別支援から見えてきた課題を地域支援に活かすシステムを構築します。

## 重点2 ボランティアセンター事業の推進

### 各種ボランティア団体との連携強化

特定非営利活動法人丸亀ボランティア協議会に委託していた相談・登録・あつ旋の事業を本会が実施することで、各種地域福祉事業を通じ、NPO・ボランティア関係団体等との連携をさらに密にし、幅広い分野でのボランティア育成・活動の拡充に努めます。

## 重点3 生活困窮者自立促進支援モデル事業の推進

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することで、生活困窮者支援を推進するため、①～③の事業を実施します。

### ① 自立相談支援事業

生活のしづらさを抱えた方の相談に応じ、各々の抱える課題を包括的に把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認し、個々の状態にあった支援計画を作成し、関係機関と連携して、本人に寄り添った継続的・丁寧な支援に努めます。

### ② 家計相談支援事業

生活困窮者の家計の再建に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、家計に関する相談に対応し、家計管理に関する指導や貸付のあつ旋等のきめ細かな相談援助に努めます。

### ③ 学習支援事業

経済的困窮世帯で、教育環境に問題がある支援の必要な中学生を対象に、学習の支援等を行うことにより、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活が送れるよう支援します。

## 重点4 法人後見事業の実施

### 【新】 法人後見支援員の導入

本会が受託する法人後見業務について、日常生活自立支援事業支援員として活動している市民後見人候補者の中から、法人後見支援員として従事することで、市民後見人の育成・強化に努めます。

## 重点5 地震への防災組織活動の強化

### 計画的な必要機材・物資の確保

今後、必要とされる機材・物資を計画的に確保し、行政・企業・関係団体等とも連携した協力体制づくりの構築に努めます。

## 重点6 しおや保育所の安定経営

伝統文化に触れ親しみ、地域の方々との触れ合いを大切に、地域全体で子どもと子育て家庭を支える保育事業に取り組んでいます。社協として、これまで培ってきた地域福祉推進のノウハウと社会資源を活用し、保護者との信頼関係とニーズを大切に、子ども一人ひとりの個性と才能を伸ばすことができるよう、社協園らしい保育事業を企画します。

また、国においては現在、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステム構築を目的とした「子ども・子育て新システム」への移行が進められています。今後の政策動向を注視するとともに、情報収集や研究に努め、行政と連携をとりながら、新システムに向けた子育て支援に取り組めます。

## 重点7 介護サービス事業の安定経営

### 【新】① 介護保険制度改革に向けての第二次中期3ヶ年計画策定

国において、平成27年度の施行に向けた介護保険制度改革が進められており、「医療から介護へ」、「施設から在宅へ」の方向性が明確に打ち出されています。こうしたなか、職員育成計画や処遇改善計画の策定、利用者主体の総合的なサービス体系の確立や新規事業の提案などを中心に、第二次中期3ヶ年計画を策定し、介護保険制度改革に向けての準備を行います。

### ② 介護保険外訪問介護サービス事業の強化

制度外訪問介護サービスについては、民間でも同様のサービスが実施されていますが、社協らしい柔軟な対応や地域福祉と連携したサービスの実施事業強化に努め、利用者の生活を総合的に支援します。

## 重点8 経営体制の強化

### ① 人材の育成

本会職員は、地域での生活のしづらさの問題解決に取り組み、住民とともに協働するコミュニティソーシャルワークの機能が求められています。その機能を高めるには、時代の変化に適応できる創造性豊かで、行動力と責任感に満ちた職員としての成長を促す仕組みづくりが必要です。

地域社会や住民から求められる福祉人材像を職員が共有し、福祉・保育・介護サービス分野における安定的な人材の確保・定着を図るため、新たな研修の企画実施や研修体系の再編成を行い、キャリアアップの仕組みを構築します。

### ② 新会計基準制度での会計処理の実施

本会には、高い公共性を有する組織体として、透明性の担保と効果的・効率的な経営が求められています。

そのため、組織の経営強化に向け、経営顧問や顧問税理士による支援体制を整備し、「新

会計基準」に基づく知識や技術を習得し、会計実務の向上を図ります。

**③ 長期性のある自主財源の確保**

会費・補助金・委託金については、本会の取り組みや活動についての方向性を明示し、住民や行政をはじめ、幅広い分野からのご理解や共感、ご支援をいただけるよう「社協の見える化」を図ります。

また、新たな事業開発や協力団体との連携を強化することで、組織としての資金調達力の向上を図り、長期性のある自主財源の確保に努めます。

なお、会費制度においては、引き続き、役職員が一丸となって「理念・活動方針・活動内容・会費の使途等」について、十分な説明と加入の呼びかけを積極的に行い、安定的な財源確保に努めます。





# 平成26年度 実施事業

事業内容	事業内容	事業内容
<b>1. 地域づくりの推進</b>	<b>重点3</b> (4) 生活困窮者自立促進支援モデル事業	(3) 地域活動事業
<b>重点1</b> (1) 地域づくり推進事業	<b>【重】</b> ① 自立相談支援事業	(4) 研修会の実施・参加
<b>【新】</b> ① 地域福祉活動計画の策定	<b>【重】</b> ② 家計相談支援事業	(5) 三者懇談会の開催
<b>【新】</b> ② 安心生活創造推進事業	<b>【重】</b> ③ 学習支援事業	(6) 福祉サービス苦情解決事業
<b>【重】</b> ア たすけあいサービス事業	④ 研修会の実施・参加	<b>重点7</b> <b>6. 介護サービス事業の安定経営</b>
<b>【重】</b> イ 高齢者外出支援事業	(5) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	<b>【新】</b> (1) 保険制度改革に向けての第二次中期3ヶ年計画策定
ウ 小地域ネットワーク活動事業	(6) 成年後見推進事業	(2) 訪問介護事業
<b>【重】</b> <職員の地区担当制によるコミュニティソーシャルワーク（CSW）の推進強化>	① 市民後見推進事業	(3) 通所介護事業
エ 一人暮らし高齢者友愛訪問活動事業	<b>重点4</b> ② 法人後見事業	(4) 訪問入浴介護事業
オ 寝たきり高齢者友愛訪問活動事業	<b>【新】</b> ・法人後見支援員の導入	(5) 居宅介護支援事業
カ 災害時要援護者福祉マップの作成	(7) ファミリー・サポート・センター事業	(6) ホームヘルプサービス事業
キ 企業連携型巡回見守り活動事業	<b>2. 共同募金助成事業</b>	① 生活管理指導員派遣事業
ク 子育て世代支援事業	(1) 広報・啓発活動事業	② 軽度生活援助事業
ケ 一人暮らし高齢者等居場所づくり事業	① 社協だより「かけはし」の発行	③ 子育てホームヘルプサービス事業
コ 家具転倒防止器具設置支援事業	② ホームページ・事務局通信等による情報提供	<b>【重】</b> ④ 介護保険外訪問介護サービス事業
サ 生活支援配食サービス事業	<b>重点5</b> (2) 災害時備品整備事業	(7) 障害福祉サービス事業
シ 買物支援事業	(地震への防災組織活動の強化)	① 居宅介護事業
ス 障がい児（者）活動援助事業	(3) 高齢者疑似体験セット整備事業	② 重度訪問介護事業
セ 福祉情報メールの配信（愛称：情報ほっとメール）	(4) ふれあい・いきいきサロン備品整備事業	③ 同行援護事業
ソ 救急医療情報キットの設置拡充（愛称：安心キット）	(5) 車いす整備事業	④ 移動支援事業
タ 市民福祉講座の開催	(6) 生活困窮世帯等に対する支援事業	(8) 研修会の実施・参加
チ 見守りネット講演会の開催	① 生活困窮世帯緊急対応支援事業	(9) 福祉サービス苦情解決事業
③ ふれあい相談センター事業（無料専門相談事業）	② 生活困窮世帯見舞金支給事業	<b>7. 指定管理施設の運営</b>
④ ふれあい・いきいきサロンの充実（サロン助成事業）	<b>3. 低所得者世帯等に対する貸付事業</b>	(1) 丸亀市保健福祉センター事業
⑤ 地区コミュニティとの連携による住民参加活動（地区助成事業）	(1) 助け合い金庫運営事業	① 丸亀市保健福祉センター（ひまわりセンター）
⑥ 社会福祉大会の開催	(2) 生活福祉資金貸付事業	② 丸亀市綾歌保健福祉センター
<b>重点2</b> (2) ボランティア活動推進事業	<b>4. 社会福祉関係団体との連携・支援</b>	③ 丸亀市飯山総合保健福祉センター
① 広報・啓発活動	(1) 共同募金・歳末たすけあい運動の実施（丸亀市共同募金委員会事務局）	(2) 丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター事業
<b>【重】</b> ② ボランティアセンター事業	(2) 民生委員児童委員活動への協力（丸亀市民生委員児童委員事務局）	① あやうた温泉湯舟道の管理運営
③ ボランティア保険の加入促進	(3) 社会福祉関係団体等との連携強化及び障がい者団体の活動支援	② 生きがい活動支援通所事業
④ 住民へのボランティア活動の促進	<b>重点6</b> <b>5. しおや保育所の安定経営</b>	<b>8. 収益事業による財源確保</b>
ア こども福祉セミナーの開催	(1) 通常保育	(1) 自動販売機事業
イ ふれあいワークキャンプの開催	(2) 特別保育	<b>重点8</b> <b>9. 経営体制の強化</b>
ウ ふくしフェスティバルの開催	① 一時預かり事業	(1) 経営基盤の充実
(3) 地域サポート事業	② 延長保育促進事業	<b>【重】</b> ・人材の育成
① 車いす貸出事業	③ 保育所地域活動事業	<b>【重】</b> ・新会計基準制度での会計処理の実施
② イベント機材貸出事業	④ 障がい児保育事業	(2) 財政基盤の強化
		<b>【重】</b> ・長期性のある自主財源の確保